

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書の不存在を理由に不開示とした2件の決定は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、条例第5条の規定に基づき、平成16年8月14日付けで「県道高山吾平線の当初道路設計図（平面図及び横断図）のうち、高山町後田字論地前〇〇番に接する部分の図面」及び「県道高山吾平線の道路竣工図面（平面図、横断図並びに竣工測量データ）のうち、高山町後田字論地前〇〇番に接する部分の図面」（以下「本件請求内容」という。）の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成16年9月9日付け鹿屋土第342号・第343号で「当該公文書は保存期間を経過したため、平成14年7月に廃棄しました」として不開示の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成16年11月10日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成16年9月9日付け鹿屋土第342号・第343号公文書不開示決定を撤回し、請求の文書をご開示ください」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

なお、本件異議申立人から口頭による意見陳述の希望はなかった。

ア 9月初旬貴県鹿屋土木事務所総務課ご担当の方よりお電話を頂き、折り返しこちらからかけた電話に対し、上記第342号・第343号にかかる図面はあるとの回答を受けました。

イ その後、いただいた電話に再度折り返しかけた電話に対し、他部署（鹿屋土木事務所管理課）と足並みをそろえなければならない旨のお言葉がありました。

ウ 現在、供用中の県道について、設計図、竣工図等を破棄することが考えにくいと思います。

エ 本件請求にかかる道路設計図面、竣工図面は、用地買収にかかる重要な証拠書類であり、保存期間を永久とする判断をするに値すると考えます。

オ （鹿屋土木事務所は）「文書が廃棄済みであることを伝えた」としているが、そのような事実はなく、事実と全く反対の表現で心外であります。

カ （鹿屋土木事務所は）「申立人の誤解」としているが、私の誤解は全くありません。

「開示できると思う」との鹿屋土木事務所担当者の回答に対し、私は「間違いないか」と再確認しました。

再確認に対し、鹿屋土木事務所担当者は「たぶん問題ないと思う」と回答されました。

キ （鹿屋土木事務所は）「当分の間本庁と協議する必要がある」としているが、鹿屋土木事務所担当者は「管理課との足並み」を明言されました。

ク 地権者との境界及び高山町道との境界があいまいな当該対象地につき、当時の重要な設計図書や竣工図面を廃棄することは、証拠隠滅にも近い状況であり、そのようなことは考えにくいと思いました。

ケ 私の情報公開請求に対し、存在すると言いながら、実は廃棄しており、図面は既に存在しないと主張するなどという、場当たりの不誠実な回答態度は、言語道断であり、公益を守る立場の方々の方々のなさることではないと思います。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 本件請求内容の特定

本件請求内容は、①本件と同時に異議申立人から提出のあった開示請求書に「緊急地方道路整備事業」の記載があったこと、②平成6年3月補正後の道路台帳の図面で同土地に接する部分はずでに道路整備事業の完了を確認できたこと、③前年度の工事費内訳が記載されている平成4年度の監査調書から高山町後田字論地での「緊急地方道路整備事業」の実施が確認できたことから、平成3年度緊急地方道路整備事業に係る公文書であると推定し、異議申立人に電話確認の上、「緊急地方道路整備事業（県道高山吾平線）に係る当初の設計図面のうち、高山町後田字論地前〇〇番に接する部分の設計図面（平面図・横断図）」及び「緊急地方道路整備事業（県道高山吾平線）」

に係る完成検査時の設計図面のうち、高山町後田字論地前〇〇番に接する部分の設計図面（平面図・横断図）及び完成検査に係るデータ」と特定したものである。

#### ア 緊急地方道路整備事業について

緊急地方道路整備事業は、国が交付金を交付することにより、地方の創意・工夫を活かした地域づくりを推進することを目的に昭和60年度に創設された事業であり、現在、改称され地方道路交付金事業として継続されている。

地域の社会的特性に即して地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、都道府県道又は市町村道の改築又は修繕事業が対象となっている。

本件請求内容に係る緊急地方道路整備事業は、県道高山吾平線の吾平町下名字論地から高山町後田字論地に至る延長90mの拡幅を図るため、平成3年度に鹿屋土木事務所が実施した事業である。

#### イ 設計図面（平面図・横断図）について

設計図面は、設計基準に基づき設計者が意図する計画の内容や仕様を図面化したもので、施工の基本となる。

平面図は、道路整備予定区間について平面に投影展開した図面で、道路整備予定区間の整備延長・道路の形状・道路の中心線・道路幅員及びその他構造物（斜面・擁壁・側溝等）の位置等を記載したものである。

また、横断図は、道路の中心線に直角方向の地形を表した図面であり、道路整備予定区間の起・終点間で一定の間隔（20m）毎に作成するほか地形の急変部や道路計画における曲線部の開始・終点位置等で作成し、道路幅員・道路高及びその他構造物（斜面・擁壁・側溝等）等の断面及び道路用地幅を記載したものである。

#### ウ 当初の設計図面と工事完成時の設計図面について

工事を発注後、工事を進める中で、予期せぬ転石の出現や現場の状況変化により道路の形状・構造・工法等に設計変更が必要となる場合があり、その際、変更部分については、改めて設計図面を作成することとなり、当初発注時と工事完成時の設計図面が相異することがある。

#### エ 完成検査に係るデータについて

発注者である県は、工事完成後、契約の適正な履行を確保するため、請負者が施工した工事目的物と設計図書を照合する検査を行う。完成検査に係るデータとは、工事管理状況がわかるように契約図書により請負者に提出が義務づけられた工事記録写真・出来高管理資料・工事関係図・工事報告書等と検査終了後発注者である県

が作成する検査調書・復命書等がある。

(2) 不開示の理由

工事関係文書については、「出先機関固有文書の文書管理表標準例」にならい鹿屋土木事務所の保存文書管理表で保存期間10年と規定しているところである。

本件請求内容に係る公文書は、平成3年度の緊急地方道路整備事業に係る公文書であり、平成4年度から平成13年度まで10年間保存の上、平成14年7月に廃棄済みである。

よって、文書不存在により不開示処分とした。

(3) その他

ア 鹿屋土木事務所の文書管理について

鹿屋土木事務所の過年度分の工事関係文書については、4箇所の書庫に年度毎及び工事種類毎、監査調書記載の工事費内訳順に整理保管しており、保存期間経過後の文書については廃棄している。

イ 異議申立人の主張について

(ア) 対象公文書を特定する必要があることから、処分決定以前に異議申立人に電話で確認の際、文書が廃棄済みであることを伝えた。

(イ) 9月初旬請求に係る文書があるとの回答を受けたと主張されているが、対象の公文書を特定していく中で、電話でやり取りをした際に生じた異議申立人の誤解であると考えられる。

(ウ) その後他の部署と足並みをそろえなければならない旨の言葉があったと主張されているが、開示請求に係る処分を決定するに当たっては、当分の間本庁と協議する必要があることを説明したものである。

(エ) 現在供用中の道路に係る設計図等を破棄することが考えにくいと主張されているが、効率的な文書管理を図るため保存期間経過後の文書については、廃棄しているところである。

なお、道路法及び道路法施行規則に基づき道路の現況を把握し、管理するため、道路台帳を整備しているところである。

(オ) 地権者との境界及び高山町道との境界に問題があるのではないかとの指摘を受けたのは、本件請求内容に係る公文書を廃棄した後である。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年12月24日	諮問を受けた。
平成17年2月23日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
3月1日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
4月12日	異議申立人から意見書を受理した。
12月20日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
平成18年1月17日	諮問の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件請求内容について審査した結果、以下のとおり判断する。

### ア 本件請求内容に係る公文書

実施機関が本件異議申立人に電話確認の上、本件請求内容に係る公文書を「緊急地方道路整備事業（県道高山吾平線）に係る当初の設計図面のうち、高山町後田字論地前〇〇番に接する部分の設計図面（平面図・横断図）」及び「緊急地方道路整備事業（県道高山吾平線）に係る完成検査時の設計図面のうち、高山町後田字論地前〇〇番に接する部分の設計図面（平面図・横断図）及び完成検査に係るデータ」と特定したことは、妥当なものであったと認められる。

### イ 本件請求内容に係る公文書の存否

#### (ア) 保存期間について

出先機関で作成・取得した公文書については、鹿児島県出先機関文書規程（昭和62年訓令第7号。以下「文書規程」という。）第34条第2項に保存期間を定める基準として示されている別表第2を参考に、同条第3項により各出先機関の長がファイルごとに保存期間を定めることとなっている。

一方、各土木事務所で共通する文書事務については、土木部の主管課が事務の効率化及び情報公開制度に対応できる適切な文書管理のため、毎年度「出先機関固有文書の文書管理表標準例について」を関係出先機関の長あてに通知しているところである。

本件請求内容に係る公文書は、緊急地方道路整備事業（改称後の地方道路交付金事業）の設計図面等であることから、文書規程別表第2の10年保存の項の重要な事業の計画及び実施に関する文書に該当し、「出先機関固有文書の文書管理表標準例」においても「工事事務（大分類）一道路建設（中分類）」の中の1項目として保存期間が10年と定められ、これらを受けて鹿屋土木事務所の文書管理表において「工事事務（大分類）一道路建設（中分類）」の中の1項目として保存期間を10年と規定していたものと認められる。

(イ) 不存在について

本件請求内容に係る公文書は平成3年度作成の公文書であるため、平成4年度から平成13年度まで10年間保存の上、平成14年7月に廃棄したとの実施機関の説明に不自然な点は認められない。

また、念のため、当審査会の事務局職員をして、鹿屋土木事務所の文書管理の状況や実際の保存状況を確認させるとともに、事務所及び書庫を調査させたところ、実施機関の説明どおりの状況であったことから、本件請求内容に係る公文書は存在しないものと認められる。

ウ その他の主張について

異議申立人は、公文書の保存期間の在り方や実施機関の説明が場当たりの不誠実であること等について主張しているが、これは開示請求制度とは別の問題であることから当審査会では判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。